

# 第3号議案

## 公益法人制度改革への対応について

説明者 理事・事務局長 奥山 隆哉

## 公益法人制度改革への対応について(案)

「一般社団法人に移行することとしたい。」

(理由)

- 1) 公益目的事業比率50%を優にクリアすることが困難である。
- 2) 公益法人の場合、毎年度公益認定取消のリスクがある。
- 3) 一般法人の場合、業界のニーズに則した法人の自主的かつ柔軟な事業展開が可能となる。

ただし、

1. 税に関しては、一般法人化後、税務当局により課税関係が決定されるが、負担軽減にむけ最大限努力する。
2. 支部については、本部と統一的な運営の下、正式な「支部」として位置付ける。  
「支部」組織への変更にあたっては、各支部、各地区会の自主性、意向を最大限尊重する。

# JATAにおける公益事業の洗い出し及び公益目的事業比率について

## 公益認定法に定める公益目的事業

A. 学術、技芸、慈善その他の公益に関する公益目的事業 : 23項目事業

B. 不特定且つ多数の者の利益の増進に寄与するもの

A及びBを共に満たさなければならない

公益目的の23事業とは(抜粋)

学術・科学/文化・芸術振興

公衆衛生の向上

勤労者の福祉向上

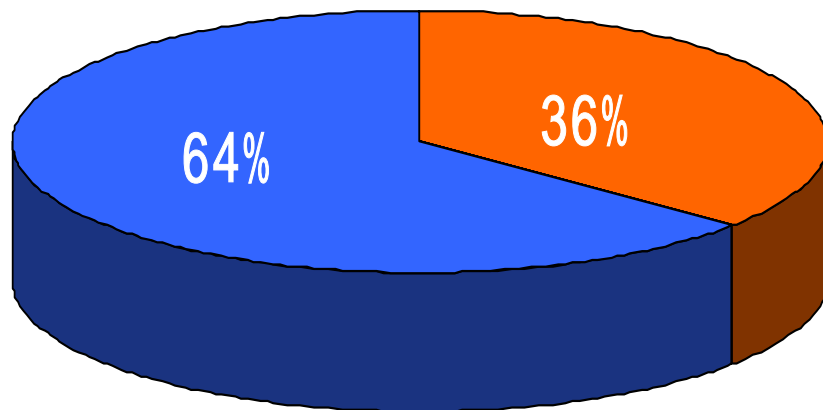
国際相互理解の促進事業

地球環境の保全事業

一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業 など23事業

## JATAの現事業での公益目的事業比率

事業名	事業費割合
弁済業務事業	36.0%
ボンド保証業務	
業務改善事業	
社会貢献事業	
研修事業	
国家試験事務代行事業	
指導調査広報事業	
広報活動事業(JATANAVI他)	64.0%
国際観光会議業務	
旅行業務推進事業	
経営業務調査事業	
会員連絡資料	
協力活動	
会議費	
支部活動費	
資料頒布業務	
管理費	
事業費総合計	100.00%



## 「公益社団法人」、「一般社団法人」の選択について

**新制度は平成20年12月1日施行。平成25年11月30日までに公益社団法人か、一般社団法人かの法人形態の選択及び申請が必要**

### 1. 公益社団法人のメリット・デメリット 【主な移行要件:公益目的事業比率が50%以上】

メリット	法人側に税制上の優遇措置がある 寄付者側にも税制上の優遇措置があり、法人側にとっても寄附を集めやすい
デメリット	<b>毎年度公益認定取消しのリスクがある</b> 行政庁の監督(法人運営・事業活動についての報告徴収や立入検査等)がある

### 2. 一般社団法人のメリット・デメリット 【主な移行要件:既にJATAでは満たしている】

メリット	公益目的支出計画実施中は行政庁への報告義務があるが、終了後は行政庁からの監督はなくなる。 法人の自主的運営が可能となり、協会の創意工夫で柔軟な事業の展開が可能
デメリット	公益法人に与えられる税制上の優遇措置を受けられない

## 公益目的支出計画

### 対象事業

公益認定法での「公益目的事業」

- ・ 弁済業務
- ・ ボンド保証業務
- ・ 業務改善業務
- ・ 社会貢献業務

公益的な団体への寄付

従来の主務官庁が「公益的活動」と認める、これまで実施してきた事業

(法定業務)

- ・ 上記 の業務プラス
- ・ 研修業務
- ・ 国家試験事務代行業業
- ・ 指導調査広報事業

## 一般社団法人の認可に向けて(案)

- ・ 通常総会にて
  - ・ 一般社団法人移行決定
- ・ 臨時総会にて
  - ・ 定款変更(案)の承認
  - ・ 公益目的支出計画(案)の承認
- ・ 公益認定等委員会への申請  
〔認可申請時期の検討〕
- ・ 認可後、税務当局の判断により課税関係が決定
- ・ 登記 一般社団法人日本旅行業協会発足